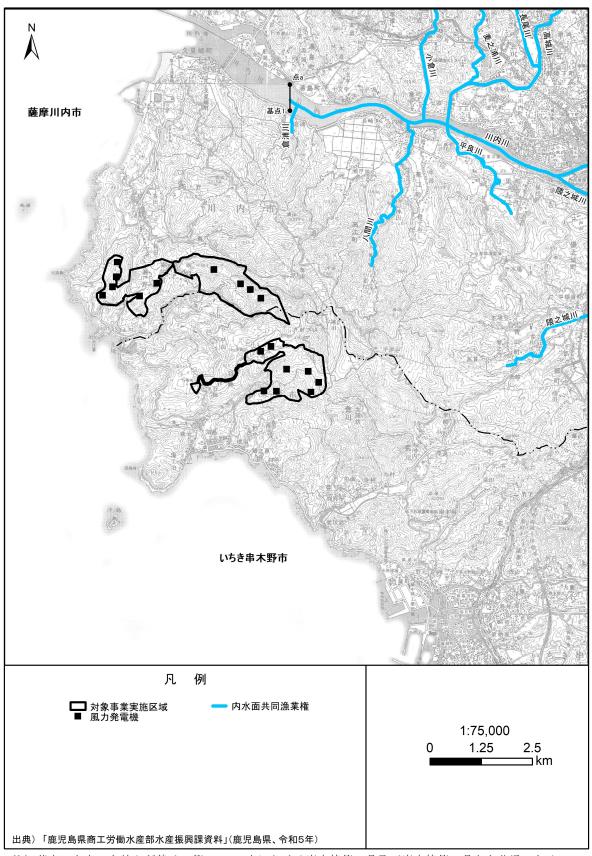
第3.2-12表 内水面共同漁業権の設定状況

漁場番号	漁業権類	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限 又は 条件	関係区域
鹿 角 4 号	第5種 共震 業	あこうななが ゆいなな漁業 業業業業 で 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	1月1日~12月31日	薩市郡町川びをまり及	基点1とと無法によりによりである。 a を結れる を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	なし	薩市内薩郷薩脇薩来薩答びさの摩の市摩町摩町摩町摩町摩院薩つ区川旧、郡、郡、郡、郡町摩ま域内川旧東旧樋旧入旧祁及郡町
鹿内協 第7号	第 1 種 共同漁 業	しじみ漁業 はまぐり 漁業	1月1日~ 12月31日	薩摩川内 市の川内 川本流及 び支流	基点1と点aを結んだ線から 基点2と基点3を結んだ線までの川内川本流及び支流のうち高城川、平良川、隈之城川の区域。ただし、各河川において次の点から河川と垂直に交わる線より上流の区域を除く。	なし	薩摩川内 市の旧川 内市の区 域

注) 第1種: 藻類、貝類等定着性のものを目的とする漁業。 第5種: 内水面 (河川・湖沼) で営む漁業。

出典)「鹿児島県商工労働水産部水産振興課資料」(鹿児島県、令和5年)



注)基点 1 と点 a を結んだ線は、第 3.2-12 表における鹿内協第 4 号及び鹿内協第 7 号とも共通である。 基点 2 と基点 3 を結んだ線は、鹿内協第 4 号及び鹿内協第 7 号ともに、本図面の範囲より上流に位置する。

第3.2-3図 内水面共同漁業権の設定河川

(2) 地下水の利用状況

いちき串木野市及び薩摩川内市における地下水の利用状況は、第3.2-13表のとおり、 地下水はいずれの市も主に上水道及び簡易水道に利用されている。

第3.2-13表 地下水の利用状況(令和3年度)

単位: 千 m3

水源		いちき串木野市		薩摩川内市	
	小 你	上水道	簡易水道	上水道	簡易水道
地表水		33	_	3, 885	464
	伏流水	1,018		0	
地下水	浅井戸	256	_	194	184
	深井戸	2, 384		5, 045	
湧水		692	_	1,772	_
	合計	4, 383	_	10, 896	649

注) 1.表中の「一」は事実のないものを示す。 2.合計は、四捨五入の関係で内訳の合計と一致しないことがある。 出典)「令和4年度版鹿児島県の水道(令和3年度水道統計調査)」(鹿児島県、令和5年)

対象事業実施区域及びその周辺における水道水源等の状況は、第3.2-14~16表及び 第3.2-4図のとおりである。

第3.2-14表 水源の状況

地区名	名称	水源種別
いちき串木野市	土川水源地	地下水
	小ヶ倉水源地	湧水
	萩元水源地	表流水
	白浜水源地	湧水 2 箇所
	太郎坊浄水場	表流水
	野下口	湧水
	五反田川	伏流水
	下小屋原	浅井戸
	鍋田水源地	深井戸
	七曲	深井戸
	田之神元	深井戸
	たたら元	深井戸
	早馬	深井戸
	中高畑	深井戸
	前床	深井戸
薩摩川内市	土川水源	深井戸
	寄田第1水源	深井戸
	寄田第2水源	深井戸
	高江第2水源地	深井戸
	青山水源地	深井戸
	木場谷上水源地	深井戸
	堀之内水源地	深井戸
	乗越水源地	深井戸
	高貫水源地	湧水

出典)「いちき串木野市資料」(いちき串木野市、令和5年)

「薩摩川内市資料」(薩摩川内市、令和5年)

第3.2-15表 配水池の状況

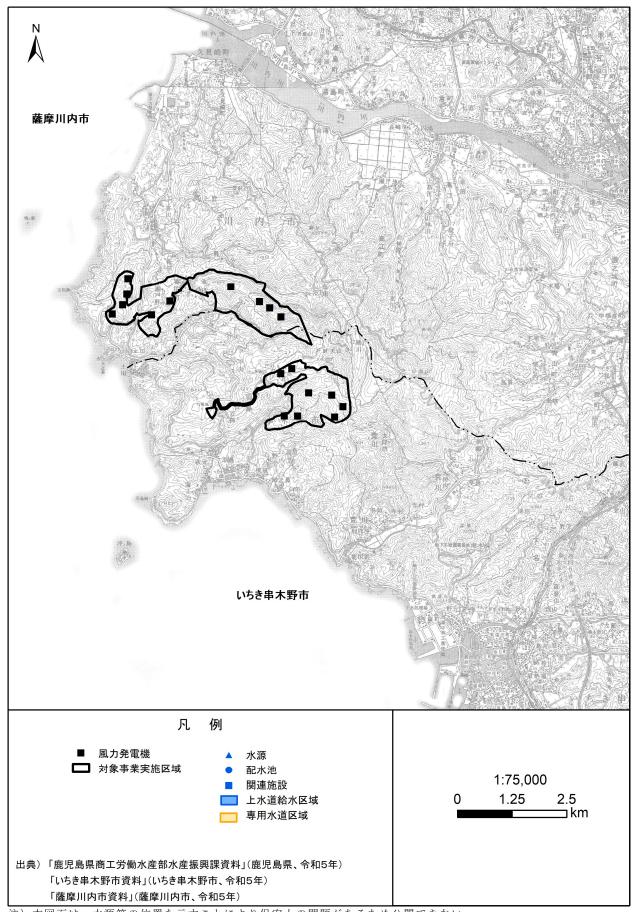
地区名	名科	Ţ.
いちき串木野市	土川配水池	荒川第4配水池
	下山配水池	旭第1配水池
	平山配水池	旭第2配水池
	万福配水池	深田配水池(2施設)
	羽島第6配水池	第3配水池
	萩元配水池	第8配水池
	白浜配水池	山之神第1配水池
	荒川第1配水池	大薗配水池
	荒川第2配水池	唐船塚配水池
	荒川第3配水池	
薩摩川内市	港配水池	池之段配水池
	久見崎配水池	高江配水池
	上野配水池	冷水高区配水池
	寄田配水池(中継ポンプ場)	永野配水池
	丸羽山配水池 (中継ポンプ場)	土川配水池
	木場谷上配水池	堀之内配水池
The state of the s	高貫配水池	乗越配水池

出典) 「いちき串木野市資料」(いちき串木野市、令和5年) 「薩摩川内市資料」(薩摩川内市、令和5年)

第3.2-16表 関連施設の状況

地区名	名称		
いちき串木野市	第 3 圧力調整槽	旭ポンプ場	
	萩元調整槽	深田ポンプ場	
	白浜減圧槽	山之神浄水場	
薩摩川内市	小倉給水ポンプ施設	清水第3増圧ポンプ場	
	清水第1増圧ポンプ場	中福良中継ポンプ場	
	清水第2増圧ポンプ場	柿田中継ポンプ場	
	高貫中継ポンプ場	高貫加圧ポンプ施設	

出典) 「いちき串木野市資料」(いちき串木野市、令和5年) 「薩摩川内市資料」(薩摩川内市、令和5年)



注)本図面は、水源等の位置を示すことにより保安上の問題があるため公開できない。

第 3.2-4 図 水源利用状況

3.2.4 交通の状況

(1) 陸上交通

① 道路

対象事業実施区域及びその周辺における主要な道路及び交通量の状況は、第 3.2-17 表 及び第 3.2-5 図のとおりである。

主要な道路としては、国道 3 号、川内串木野線(県道 43 号)、荒川川内線(県道 313 号)、京泊草道線(県道 338 号)等がある。

第3.2-17表 対象事業実施区域及びその周辺の主要な交通の状況

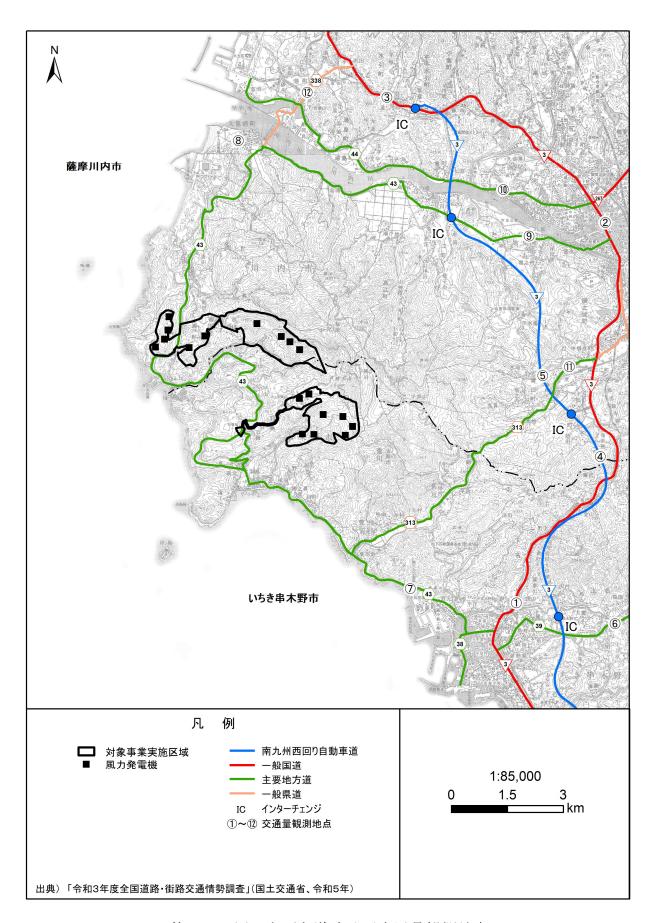
図中番号	道路種別	路線名	観測地点地名	昼間 12 時間 自動車類 交通量(台)	昼間 12 時間 大型車混入率 (%)
1)	一般国道	国道3号	いちき串木野市下 名	7, 734	8.6
2	一般国道	国道 3 号	薩摩川内市大小路 町	22, 224	5. 8
3	一般国道	国道3号	薩摩川内市水引町	11,847	22.8
4	一般国道 (南九州自動車道)	国道3号	薩摩川内市都町	4, 451	15. 3
(5)	一般国道 (南九州自動車道)	国道 3 号	薩摩川内市青山	5, 378	24. 5
6	主要地方道	串木野樋脇線 (県道 39 号)	いちき串木野市上 名字生野	4,074	1.7
7	主要地方道	川内串木野線 (県道 43 号)	いちき串木野市野元	2,839	8. 1
8	主要地方道	川内串木野線 (県道 43 号)	_	6, 394	4.0
9	主要地方道	川内串木野線 (県道 43 号)	薩摩川内市宮里町	6, 394	4.0
10	主要地方道	京泊大小路線 (県道 44 号)	薩摩川内市五代町	4, 411	8. 2
(1)	一般県道	荒川川内線 (県道 313 号)	_	3, 930	1. 6
12	一般県道	京泊草道線 (県道 338 号)	薩摩川内市港町	3, 186	37.9

注) 1.12時間交通量は、平日の7~19時に測定した往復交通量である。

^{2.} 図中番号は、第3.2-5図に対応する。

^{3. 「}②国道3号」及び「⑪荒川川内線」は、交通量の観測は行われておらず、斜体で示したデータは推定値である。

出典)「令和3年度全国道路·街路交通情勢調査」(国土交通省、令和5年)



第3.2-5図 主要な道路及び交通量観測地点

- 3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び 住宅の配置の概況
 - (1) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況

対象事業実施区域及びその周辺 2 km 範囲の学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況は、第 3. 2-18 表及び第 3. 2-6 図のとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺2km範囲における学校、病院及び福祉施設は、学校が2校、病院が3院、福祉施設等が1件あり、対象事業実施区域から最も近い施設は、いちき串木野土川診療所で約0.8kmとなっている。

第3.2-18表 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況

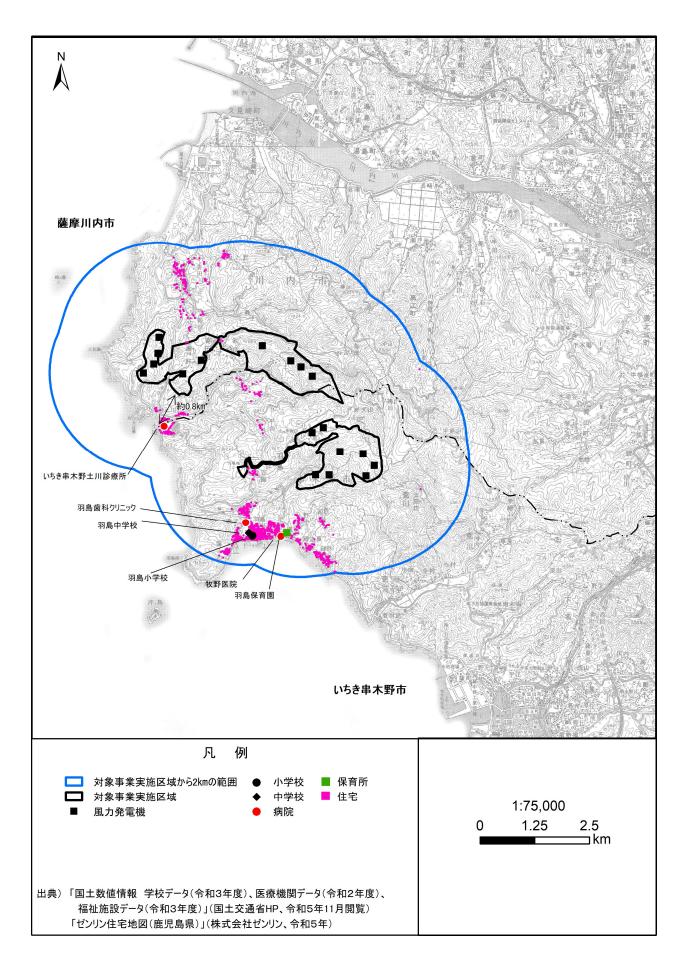
分類	施設名	所在地
小学校	羽島小学校	いちき串木野市羽島 5359
中学校	羽島中学校	いちき串木野市羽島 5355
	牧野医院	いちき串木野市羽島 3554
病院	羽島歯科クリニック	いちき串木野市羽島 5195-12
	いちき串木野土川診療所	いちき串木野市昭和通 133-1
福祉施設等	羽島保育園	いちき串木野市羽島 3595-3

出典) 「国土数値情報 学校データ(令和3年度)、医療機関データ(令和2年度)、 福祉施設データ(令和3年度)」(国土交通省HP、令和5年11月閲覧)

(2) 住宅の配置の状況

対象事業実施区域及びその周辺 2 km 範囲の住宅分布状況は、第 3.2-6 図のとおりである。

対象事業実施区域に位置する住宅は3戸あり、3戸とも搬出入道路沿いである。



第3.2-6図 対象事業実施区域から2kmの範囲の配慮が必要な施設及び住宅の分布状況

3.2.6 下水道の整備状況

いちき串木野市及び薩摩川内市における汚水処理施設の整備状況は、第 3.2-19 表のとおりである。人口普及率はいちき串木野市が 82.4%、薩摩川内市が 78.9%となっている。

項目		いちき串木野市	薩摩川内市		
住民基本台帳人口(千人)		26. 2	91.9		
汚水処理人口(千人)		21.6	72.5		
人口普及率(%)		82.4	78. 9		
下水道	普及人口 (千人)	9.8	10.1		
下小坦	普及率 (%)	37.2	11.0		
農業集落排水施設等	普及人口 (千人)	0.3	3. 7		
(漁業集落排水施設を含む)	普及率 (%)	1. 1	4.0		
海 // 	普及人口 (千人)	11.6	57.6		
净化槽	普及率 (%)	44.2	62.7		
コミュニティプラント	普及人口 (千人)	_	1.2		

第3.2-19表 汚水処理施設の整備状況(令和4年度末)

出典) 「市町村別汚水処理人口普及率(令和4年度末)」(鹿児島県、令和5年)

普及率 (%)

3.2.7 廃棄物の状況

(1) 一般廃棄物の状況

いちき串木野市、薩摩川内市及び鹿児島県における一般廃棄物の処理状況は第 3.2-20 表のとおりである。

1.3

令和3年度の総排出量はいちき串木野市が9,549t、薩摩川内市が28,174tとなっている。

区分	いちき串木野市	薩摩川内市	鹿児島県
総排出量(t)	9, 549	28, 174	527, 643
処理量(t)	9, 471	27, 866	524, 892
中間処理後再生利用量(t)	802	1, 317	55, 827
リサイクル率(%)	9. 2	9. 4	16.0
最終処分量(t)	1,023	3, 748	61, 672

第3.2-20表 一般廃棄物の処理状況(令和3年度)

出典) 「一般廃棄物処理実態調査結果(令和3年度調査結果)」(環境省、令和5年)

注)表中の「一」は事実のないものを示す。

注) リサイクル率は、本表に記載のない直接資源化量等により算出されている。

(2) 産業廃棄物の状況

鹿児島県における令和2年度の産業廃棄物の排出状況は、第3.2-21表のとおりであり、令和2年度の1年間の排出量は8,170千tである。

また、対象事業実施区域から半径約 50km の範囲における産業廃棄物の中間処理施設及び最終処分施設の施設数は第 3.2-22 表、立地状況は第 3.2-7 図のとおりである。

第3.2-21表 産業廃棄物の排出状況(令和2年度)

(単位:千t)

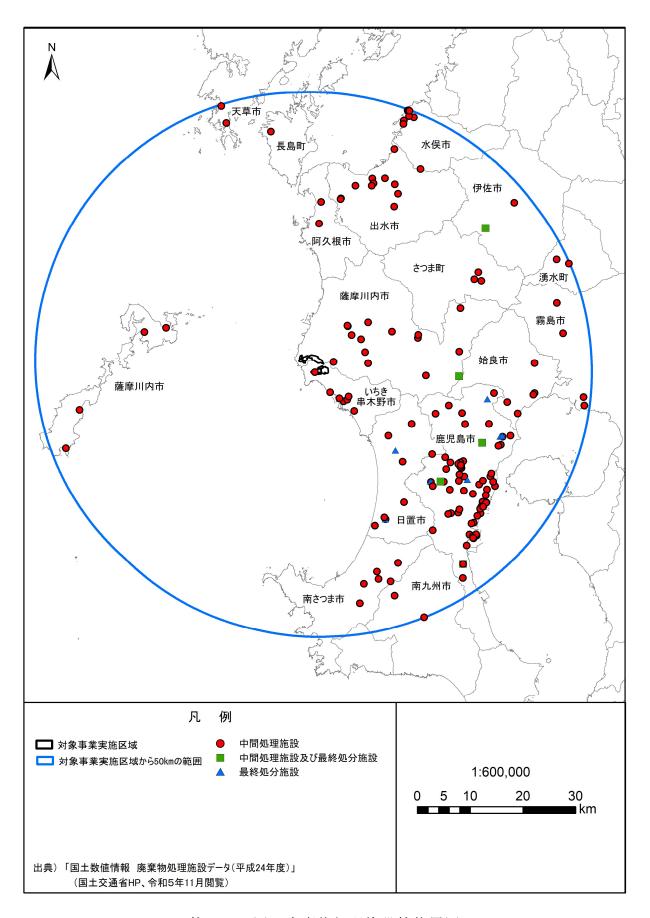
県	総排出量	有効利用量	減量化量	最終処分量
鹿児島県	8, 170	5, 733	2, 350	86

出典)「鹿児島県廃棄物処理計画」(鹿児島県、令和3年)

第3.2-22表 産業廃棄物処理施設数(平成24年度)

県	市町村	中間処理施設	中間処理施設 及び最終処分施設	最終処分施設
鹿児島県	鹿児島市	66	3	5
	阿久根市	2	0	0
	出水市	11	0	0
	薩摩川内市	19	1	0
	いちき串木野市	9	0	0
	日置市	9	0	2
	霧島市	5	0	0
	南さつま市	5	0	0
	南九州市	3	0	0
	伊佐市	1	1	0
	姶良市	4	0	0
	さつま町	3	0	0
	長島町	1	0	0
	湧水町	2	0	0
熊本県	水俣市	10	0	0
	天草市	2	0	0

出典) 「国土数値情報 廃棄物処理施設データ(平成24年度)」(国土交通省HP、令和5年11月閲覧)



第3.2-7図 廃棄物処理施設等位置図

- 3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容
 - (1) 公害関係法令等
 - ① 環境基準
 - イ. 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)、「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)、「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第4号)及び「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号)により、第3.2-23表のとおり定められている。

なお、第3.2-23表の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用されない。

第3.2-23表 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件		評 価 方 法
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、 かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	長期的 評 価	1日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。 (昭和48年環大企第143号)
	(昭和48年環境庁告示第25号)	短期的 評 価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 (昭和48年環大企第143号)
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 (昭和53年環境庁告示第38号)		直の年間98%値が0.06ppm以下であること。 年環大企第262号)
一輪ル忠素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であ	長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が10ppm以下である こと。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が 2日以上連続しないこと。 (昭和48年環大企第143号)
一 嵌 化 灰 糸	-酸化炭素 ること。 (昭和48年環境庁告示第25号)		1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 (昭和48年環大企第143号)
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。 (昭和48年環境庁告示第25号)	長期的 評 価 短期的	1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m³以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。 (昭和48年環大企第143号) 1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、か
	(哈和40平垛堤川 百小弗20万)	評価	つ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。 (昭和48年環大企第143号)
微小粒子状物質	1年平均値が15 µ g/m³以下であり、かつ、1日 平均値が35 µ g/m³以下であること。 (平成21年環境省告示第33号)	期基準()以下であ	: (1年平均値が15 μ g/m³以下であること) 及び短 1日平均値の年間98パーセンタイル値が35 μ g/m³ ること) の両者の基準を達成すること。 F環水大総発第090909001号)
光化学 オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。 (昭和48年環境庁告示第25号)	1	寺間値が0.06ppm以下であること。 年環大企第143号)
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m³以下であること。 (平成9年環境庁告示第4号)	[(404,440	一个水八正为140 <i>0</i> 1
トリクロロ	1年平均値が0.13mg/m³以下であること。		
エチレンテトラクロロ	(平成9年環境庁告示第4号) 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。		
エチレン	(平成9年環境庁告示第4号)		
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m³以下であること。 (平成9年環境庁告示第4号)		
	状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質 状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質で		その粒径が10μm以下のものをいう。 粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離でき

- 2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\,\mu\,\mathrm{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
- 3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
- 出典) 「大気の汚染に係る環境基準について」 (昭和 48 年 5 月 8 日環告第 25 号、最終改正:平成 8 年 10 月 25 日) 「二酸化窒素に係る環境基準について」 (昭和 53 年 7 月 11 日環告第 38 号、最終改正:平成 8 年 10 月 25 日) 「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」 (平成 9 年 2 月 4 日環告第 4 号、最終改正:平成 30 年 11 月 19 日)
 - 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 21 年 9 月 9 日環告示第 33 号)

口. 騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)により、第3.2-24表のとおり定められている。

なお、第3.2-24表の環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音については 適用されない。

第 3.2-24 表 騒音に係る環境基準

	基準値		
地域の類型	昼間	夜間	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	
С	60 デシベル以下	50 デシベル以下	

- 注: 1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 - 2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域と する。
 - 3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 - 4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 - 5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、 上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

神体の区 人	基準値			
地域の区分	昼間	夜間		
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道 路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下		
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下		

備考:車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分 をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として 次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値		
昼間	夜間	
70 デシベル以下	65 デシベル以下	

備考:個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。

注) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)等をいい、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は道路端から15mまでの範囲、また2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は道路端から20mまでの範囲をいう。

出典) 「騒音に係る環境基準について」 (平成 10 年 9 月 30 日環告第 64 号、最終改正:平成 24 年 3 月 30 日)

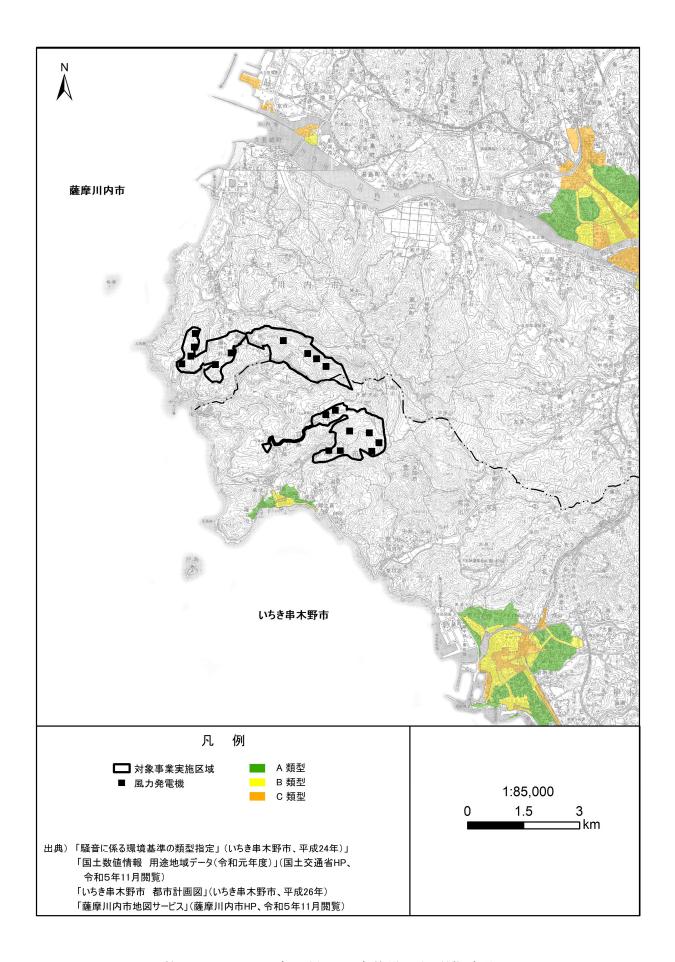
対象事業実施区域及びその周辺の環境基準の類型指定状況は、第3.2-25表及び第3.2-8図のとおりであり、いずれの市も市街地を中心に地域の類型指定が行われている。

第3.2-25表 騒音に係る環境基準の類型指定地域

平成 24 年 3 月 30 日 鹿児島県告示第 421 号 平成 24 年 3 月 30 日 いちき串木野市告示第 60 号 平成 24 年 3 月 30 日 薩摩川内市告示第 216 号

類型指	類型指定地域		該当地域
鹿児島市 鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市	志布志市 奄美市 南九州市 伊佐市 姶良市	A	都市計画法に基づく 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
指宿市 西之表市 垂水市 薩摩川内市	さつま町湧水町錦江町肝付町	В	都市計画法に基づく 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
日置市 曽於市 霧島市 いちき串木野市 南さつま市	中種子町 瀬戸内町 和泊町 知名町	С	都市計画法に基づく 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

- 注) 1. 鹿児島県では AA 類型に指定されている地域はない。
 - 2. 市の区域については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に 関する法律」(平成24年4月1日施行)により、市長が独自に指定している。
- 出典)「令和5年版環境白書(資料編)」(鹿児島県、令和6年)



第3.2-8図 騒音に係る環境基準の類型指定状況

ハ. 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)により定められている。

「人の健康の保護に関する環境基準」は第3.2-26表のとおりであり、公共用水域及び地下水に適用される。また、「生活環境の保全に関する環境基準」は第3.2-27表のとおりであり、公共用水域に適用される。

第3.2-26表 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

備考:

- 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本産業規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典)「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日環告第 59 号、最終改正:令和 3 年 10 月 7 日)

第3.2-27表 生活環境の保全に関する環境基準(河川(湖沼を除く))

T

				基準値		
類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (D0)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
В	水道3級 水産2級及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5 mg/L以上	1,000CFU/ 100mL 以下
С	水産3級 工業用水1級及びD以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	50 mg/L以下	5 mg/L以上	
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L以下	100 mg/L以下	2 mg/L以上	_
Е	工業用水3級環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2 mg/L以上	_

備考:

- 1. 基準値は日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0以上 7.5以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。
- 3. 大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目(n は日間平均値のデータ数)のデータ値($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。
- 4. 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
- 5. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 6. 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
- 注:1. 自然環境保全 :自然探勝等の環境保全
 - 水 道 1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - " 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3. 水 産 1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - " 2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - 3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 - 4. 工業用水 1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - " 2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - ッ 3級:特殊の浄水操作を行うもの
 - 5. 環境保全 : 国民の目常生活(沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度
 - 6. 「一」は、基準値が設定されていないことを示す。
- 出典) 「水質汚濁に係る環境基準について」 (昭和 46 年 12 月 28 日環告第 59 号、最終改正:令和 3 年 10 月 7 日)

1

		基準値			
類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホ ン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を 好む水生生物及びこれらの餌生物が 生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に 掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又 は幼稚仔の生育場として特に保全が 必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水 生生物及びこれらの餌生物が生息す る水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	

出典)「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日環告第 59 号、最終改正:令和 3 年 10 月 7 日)

対象事業実施区域及びその周辺における公共用水域に係る環境基準の水域類型指定状 況は、第3.2-28表及び第3.2-9図のとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺では、川内川下流及び五反田川上流にA類型、五反田 川下流にB類型が指定されている。

第3.2-28表 公共用水域に係る環境基準の水域類型指定状況

ア BOD 等に係る環境基準

水域名	範囲	該当 類型	達成 期間	基準点	類型指定 年月日	備考
川内川下流	鶴田ダムから河口まで	A	イ	中郷、小倉	S46. 5. 25	H20.3.28 見直し
五反田川上流	上水道取水口から上流	A	イ	上水道取水口	S50. 4. 21	H8.6.5 見直し
五反田川下流	上水道取水口から下流	В	イ	五反田橋	S50. 4. 21	

イ 水生生物に係る環境基準

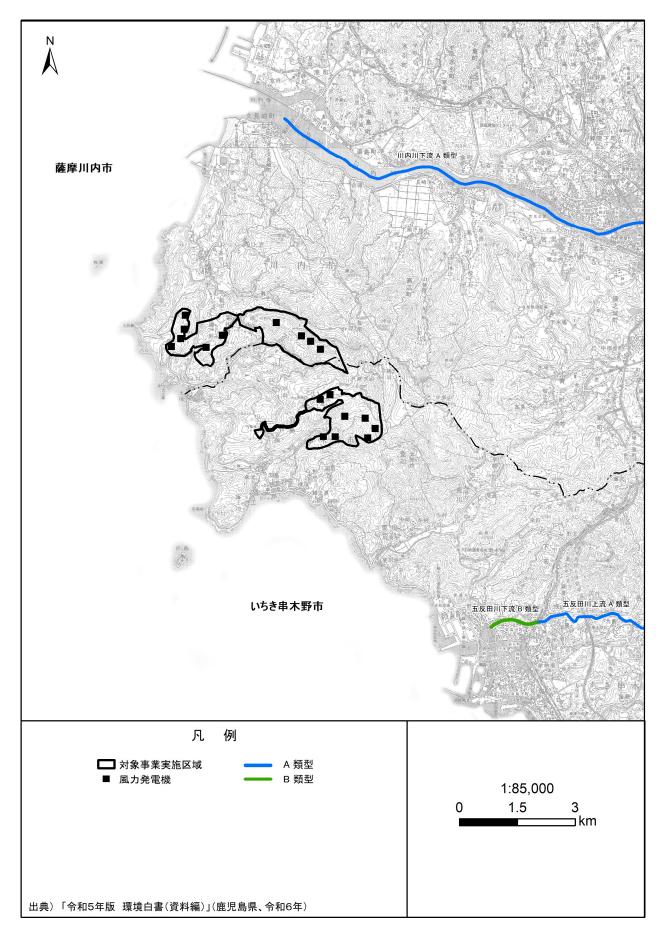
水域名	範囲	該当類型	達成期間	基準点数	類型指定年月日
川内川	全 域	生物 B	イ	3	H24.3.30
五反田川	全 域	生物 B	イ	2	Н23. 3. 29

注)達成期間:「イ」とは、ただちに達成
「ロ」とは、5年以内で可及的すみやかに達成

「ハ」とは、5年を超える期間で可及的すみやかに達成

出典) 「令和5年版 環境白書(資料編)」 (鹿児島県、令和6年)

^{〒 3.} 基準値は年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。



第3.2-9図 公共用水域に係る環境基準の類型指定状況

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、第3.2-29表のとおりである。

第3.2-29表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
РСВ	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化 ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考:

- 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。2. 「検出されないこと」とは、告示の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方 法の定量限界を下回ることをいう。
- 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定さ れた硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本産業規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオ ンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と 日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典) 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日環告第10号、 最終改正:令和3年10月7日)

二. 土壤汚染

土壌の汚染に係る環境基準は、第3.2-30表のとおりである。

なお、環境基準は、汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の第3.2-30表の項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用されない。

第3.2-30表 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき $0.003~\rm mg$ 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき $0.4~\rm mg$ 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。
砒素	検液 1L つき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌 1kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
РСВ	検液中に検出されないこと。
銅	農用地 (田に限る) において、土壌 1kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考:

- 1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1 L につき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.001mg、0.0005mg、0.01mg、0.01mg、0.08mg及び1 mgを超えていない場合には、それぞれ検液1 L につき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3 mgとする。
- 3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典) 「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日環境庁告示第46号、

最終改正:令和2年4月2日)

ホ. ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づく「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年環境庁告示第68号)により、第3.2-31表のとおり定められている。

媒体	基準値
大 気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水 質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下
土 壌	1,000 pg-TEQ/g以下

備考:

- 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2. 大気及び水質(水底の底質を除く)の基準値は、年間平均値とする。
- 3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典) 「ダイオキシン類に係る環境基準について」(平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号、 最終改正:令和 4 年 11 月 25 日)

② 規制基準等

イ. 大気汚染

大気汚染については、「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号)により、ばい煙発生施設の種類、規模毎にばい煙に係る排出基準、一般粉じん発生施設の種類毎に構造等に関する基準等が定められている。また、いちき串木野市では「鹿児島県公害防止条例」(昭和 46 年鹿児島県条例第 41 号)、薩摩川内市では「薩摩川内市環境保全条例」(平成 24 年条例第 38 号)に基づく、大気汚染(ばい煙、粉じん)に係る規制が行われている。

なお、本事業では、これらが適用されるばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設は設置しない。

口. 騒 音

騒音については、「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)等に基づき、特定工場に 関する規制並びに特定建設作業に関する規制、自動車騒音の要請限度の規制が行われて いる。

「騒音規制法」及び「薩摩川内市環境保全条例」(平成 24 年条例第 38 号)に基づく特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準は第 3.2-32 表、「鹿児島県公害防止条例」(昭和 46 年条例第 41 号)に基づく特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準は第 3.2-33 表のとおりである。また、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は第 3.2-34 表、自動車騒音の要請限度は第 3.2-35 表のとおりであり、対象事業実施区域及びその周辺における区域の指定状況は、第 3.2-10~12 図のとおりである。

対象事業実施区域は、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」の第2種区域、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」の第1号区域、「自動車騒音の要請限度」のb区域に指定されている。

第3.2-32表 騒音規制法及び薩摩川内市環境保全条例に基づく 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

時間の区分区域の区分	昼間 (8~19 時)	朝·夕 (6~8 時) (19~22 時)	夜間 22 時~翌 6 時
第1種区域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	40 デシベル以下
第2種区域	60 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
第3種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	50 デシベル以下
第4種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下	55 デシベル以下

備考:

- 1. 基準値は、工場等の敷地境界線上での大きさ。
- 2. 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次のとおりである。
 - (1) 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
 - (2) 第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 - (3) 第3区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
 - (4) 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させない ため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域
- 出典) 「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日 厚生・農林・通産・運輸省 告示第1号、最終改正:平成27年4月20日)
 - 「薩摩川内市環境保全条例施行規則」(平成24年規則第57号)
 - 「令和5年版環境白書(資料編)」(鹿児島県、令和6年)
 - 「薩摩川内市の環境 令和5年度版」(薩摩川内市、令和6年)

第3.2-33表 鹿児島県公害防止条例に基づく 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

時間の区分	基準
昼間(午前8時から午後7時まで)	65 デシベル以下
朝(午前6時から午後8時まで) 夕(午後7時から午後10時まで)	55 デシベル以下
夜間(午後10時から翌日の午前6時まで)	45 デシベル以下

出典) 「鹿児島県公害防止条例施行規則」 (昭和 47 年規則第 14 号)

第3.2-34表 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制種別	特定建設作業 地域の区分	くい打機くい打機	びょう打機	さく岩機	空気圧縮機	コンクリートプラントアスファルトプラント	バックホウトラクターショベルブルドーザ
基準値	12	85 デシベバ	V				
//c 光 吐 胆	①	午後7時~	午前 7 時の	時間内でな	いこと。		
作業時間	2	午後 10 時~	~午前6時6	の時間内でな	ないこと。		
1日あたり	①	10 時間/	∃を超えなV	こと。			
の作業時間	2	14時間/日を超えないこと。					
作業期間	12	連続して6日を超えないこと。					
作業日	12	日曜日その他休日でないこと。					

備考:

- 1. 地域の区分欄の①は第1号区域、②は第2号区域を表す。
 - ①第1号区域: ア 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
 - イ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 - ウ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合して いるため、騒音の発生を防止する必要がある区域
 - エ 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の 5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設 を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する 特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートル以内の区域
 - ②第2号区域:第1号区域以外の騒音規制法に基づく指定区域
- 2. 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。
- 3. 基準を超える大きさの騒音を発生する特定建設作業について勧告、命令を行うに当たり、特定建設作業の作業時間(1日あたりの作業時間を4時間まで短縮)を変更することができる。
- 4. 当該作業がその作業を開始した日に終わるものは除く。
- 出典)「令和5年版 環境白書(資料編)」(鹿児島県、令和6年)

第3.2-35表 自動車騒音の限度(要請限度)

		時間の区分		
	区域の区分	昼間 (6~22 時)	夜間 (22 時~翌 6 時)	
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル	
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル	
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル	

備考:

a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

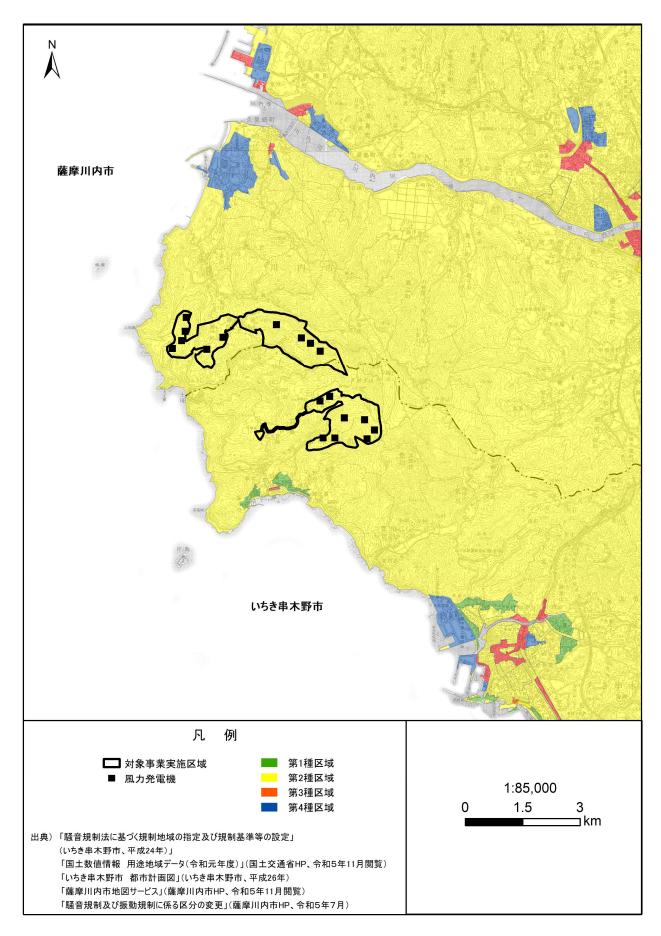
a 区域: 専ら住居の用に供される区域。 b 区域: 主として住居の用に供される区域。

c区域:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域。

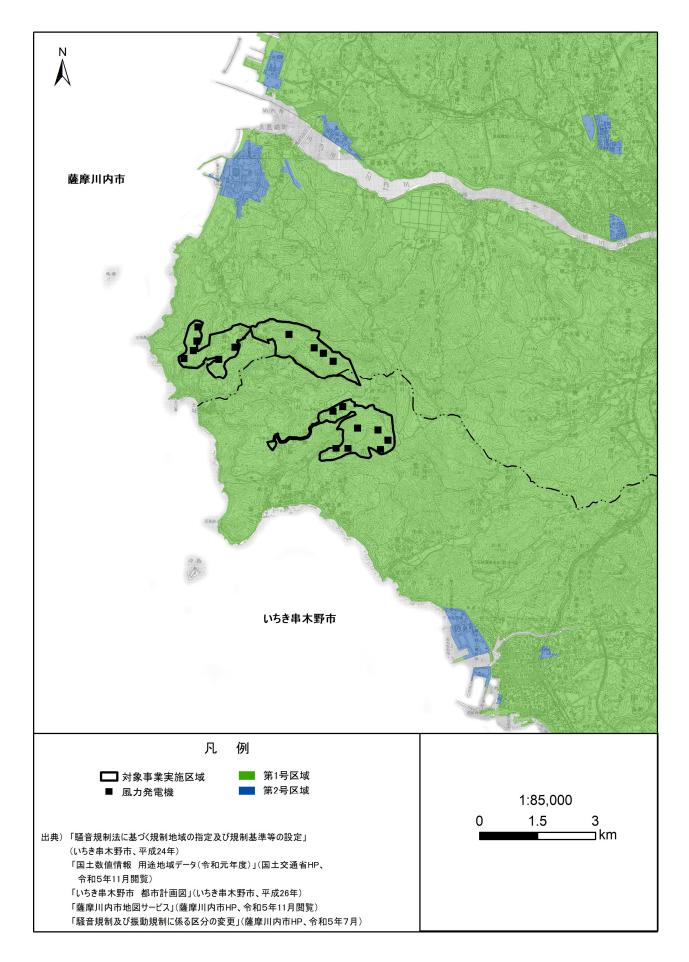
(特例) 幹線交通を担う道路に近接する区域 (2車線以下の道路の敷地境界線から15mまで、2車線を超える道路の敷地境界線から20mまで) に係る限度は、次表を用いる。

時間の区分		
昼間	夜間	
75 デシベル	70 デシベル	

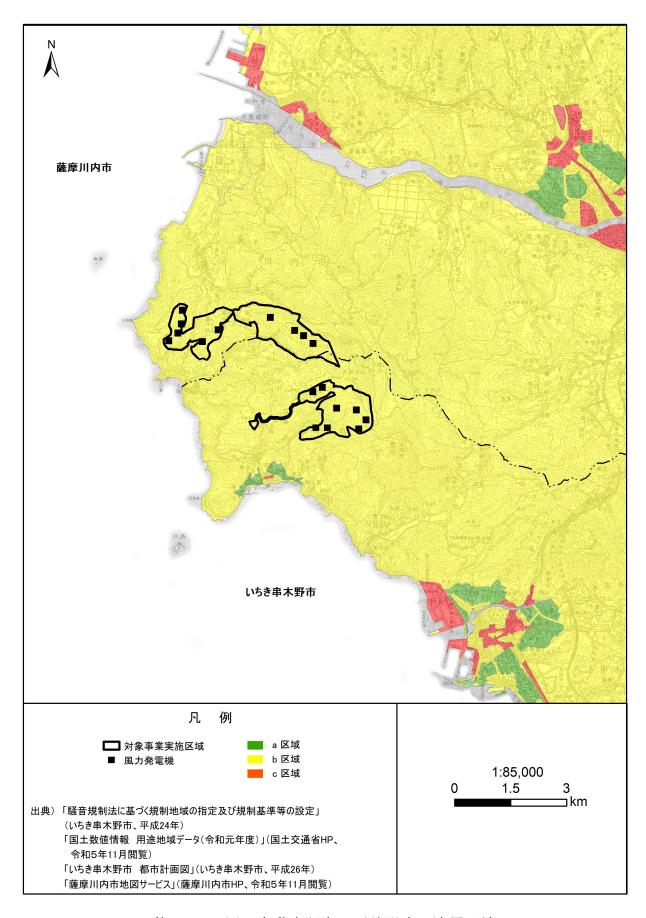
出典)「令和5年版 環境白書(資料編)」(鹿児島県、令和6年) 「薩摩川内市の環境 令和5年度版」(薩摩川内市、令和6年)



第3.2-10図 特定工場等に関する騒音規制区域



第3.2-11図 特定建設作業に関する騒音規制区域



第3.2-12図 自動車騒音の要請限度の適用区域

ハ. 振動

振動については、「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に基づき、特定工場に関する規制基準、特定建設作業に関する規制基準、道路交通振動の要請限度が定められている。

特定工場等において発生する振動の規制に関する基準は第 3.2-36 表、特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は第 3.2-37 表、指定地域における道路交通振動の要請限度は第 3.2-38 表のとおりであり、対象事業実施区域及びその周辺における区域の指定状況は、第 3.2-13、14 図のとおりである。

対象事業実施区域には、「振動規制法」に基づく区域の指定はない。

第3.2-36表 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

区分	昼間 (8 時~19 時)	夜間 (19 時~翌 8 時)
第1種区域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第2種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考:

- 1. 基準値は、工場等の敷地境界線上での大きさ。
- 2. 第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次のとおりである。
 - (1) 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されて いるため、静穏の保持を必要とする区域
 - (2) 第2種区域 住居の用に併せて、商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域
- 出典) 「令和5年版 環境白書(資料編)」(鹿児島県、令和6年) 「薩摩川内市の環境 令和5年度版」(薩摩川内市、令和6年)

第3.2-37表 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

特定建設作業

特定建設作業名

- ①くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)くい抜機(油圧式くい抜機を除く)又はくい打くい抜機を除く(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業
- ②鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- ③ 舗装板破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における 当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)
- ④ブレーカー (手持式のものを除く) を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)
- 注) 当該作業がその作業を開始した日に終わるものは除く。

規制基準

規制	項目	基準
基準値		75 デシベル
作業禁止時間	第1号区域	午後7時~午前7時
17年景正时间	第2号区域	午後10時~午前6時
第1号区域		10 時間/日
最大作業時間	第2号区域	10 時間/日
最大作業日数		連続6日
作業禁止日		日曜日、休日

注) 振動の基準値は、作業の場所の敷地の境界線の値である。

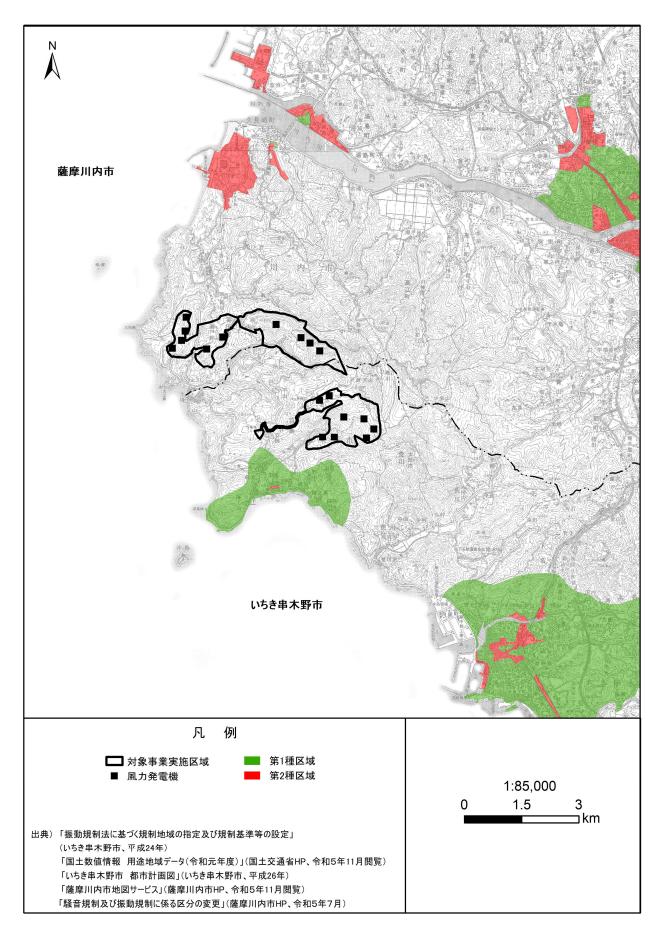
備考:

- 第1号区域 ①特定工場等に係る区域区分のうち、第1種区域及び第2種区域のうち原則として都市計画法に基づく工業地域を除く区域
 - ②上記工業地域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲80メートル以内の区域
 - ア 学校教育法第1条に規定する学校
 - イ 児童福祉法第7条第1項に規定する保育所
 - ウ 医療法第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - エ 図書館法第2条第1項に規定する図書館
 - オ 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- 第2号区域 特定工場等に係る区域のうち、上記第1号区域以外の区域。
- 出典)「令和4年版環境白書(資料編)」(鹿児島県、令和5年)

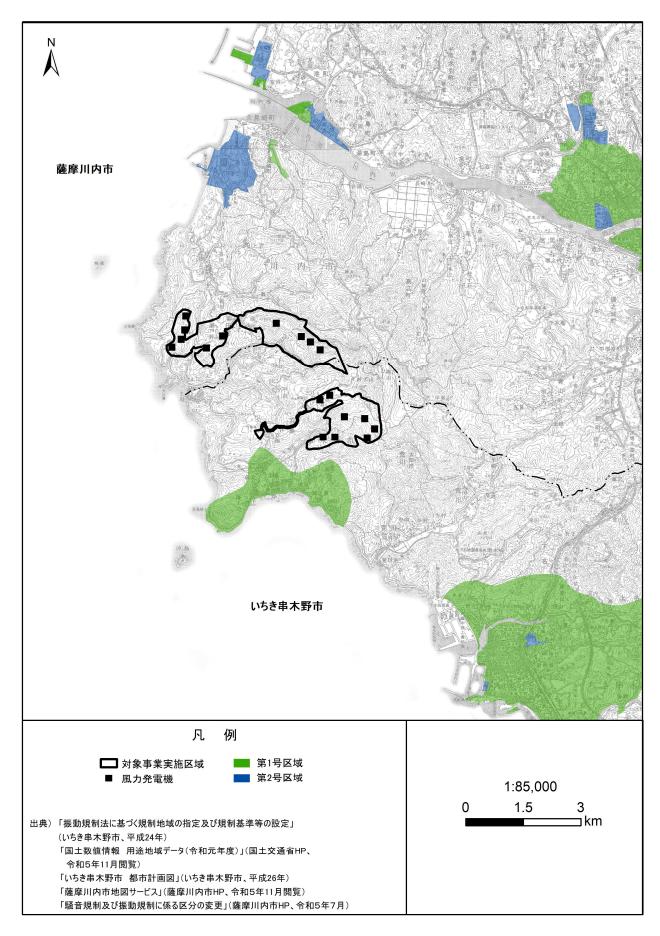
第3.2-38表 指定地域における道路交通振動の限度(要請限度)

区分	昼間 (8 時~19 時)	夜間 (19 時~翌 8 時)	
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル	
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル	

- 注) 1. 第1種区域及び第2種区域とは、特定工場等に係る規制基準の区域と同一である。
 - 2. 振動の測定場所は,道路の敷地の境界線とする。
- 出典) 「令和5年版 環境白書(資料編)」(鹿児島県、令和6年) 「薩摩川内市の環境 令和5年度版」(薩摩川内市、令和6年)



第3.2-13図 特定工場等に関する振動規制区域



第3.2-14図 特定建設作業に関する振動規制区域

二. 水質汚濁

水質汚濁については、「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)により、特定施設(指定地域特定施設を含む。)を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水について、排水基準が定められている。また、鹿児島県においては「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和 48 年鹿児島県条例第 21 号)に基づく、「上乗せ排水基準」が設定されている。

なお、本事業では、これらが適用される特定事業場は設置しない。

ホ. 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)に基づき、汚染が確認された土地は、法第 6 条第 1 項に基づく要措置区域又は法第 11 条第 1 項に基づく形質変更時要届出区域に指定される。特定有害物質と区域の指定にかかる基準は、第 3.2-39 表のとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺には、指定区域は存在しない。

第3.2-39表 土壌汚染対策法に基づく指定区域の指定基準

	指定基準		
特定有害物質	土壌溶出量	土壤含有量	
カドミウム及びその 化合物	検液1Lにつきカドミウム0.003mg以下であること。	土壌1kgにつきカドミウム45mg以 下であること。	
六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロム0.05mg以下であること。	土壌1kgにつき六価クロム250mg 以下であること。	
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	-	
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。	_	
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	土壌1kgにつき遊離シアン50mg以下であること。	
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	_	
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	-	
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	-	
1,1-ジクロロエチレ ン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。	_	
1,2-ジクロロエチレ ン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。	_	
1,3-ジクロロプロペ ン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	_	
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	_	
水銀及びその化合物	検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中 にアルキル水銀が検出されないこと。	土壌1kgにつき水銀15mg以下であること。	
セレン及びその化合物	検液1Lにつきセレン0.01mg以下であること。	土壌1kgにつきセレン150mg以下 であること。	
テトラクロロエチレ ン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	_	
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	_	
1, 1, 1-トリクロロエ タン	検液1Lにつき1mg以下であること。	_	
1, 1, 2-トリクロロエ タン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	_	
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	-	
鉛及びその化合物	検液1Lにつき鉛0.01mg以下であること。	土壌1kgにつき鉛150mg以下であること。	
砒素及びその化合物	検液1Lにつき砒素0.01mg以下であること。	土壌1kgにつき砒素150mg以下で あること。	
ふっ素及びその化合 物	検液1Lにつきふっ素0.8mg以下であること。	土壌1kgにつきふっ素4,000mg以 下であること。	
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	_	
ほう素及びその化合 物	検液1Lにつきほう素 1 mg以下であること。	土壌1kgにつきほう素4,000mg以 下であること。	
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	-	
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。		
ロロサン 「「はななみ」がと	上 恢 行 担 則 」 (平 戌 14 年 19 日 96 日 理 接 次 今 第 90 日		

出典) 「土壤汚染対策法施行規則」 (平成 14 年 12 月 26 日環境省令第 29 号、

最終改正:令和4年12月16日)

へ. 地盤沈下

地盤沈下については、「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号)及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和 37 年法律第 100 号)に基づき、地下水採取制限が行われるが、いちき串木野市及び薩摩川内市は、いずれも指定地域となっていない。

卜. 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)により、事業活動に伴って生じた廃棄物は分別、リサイクル等の適正な処理を する必要があり、事業者としての責任が以下のとおり定められている。

- ・ 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理 しなければならない。
- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない。
- ・ 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共 団体の施策に協力しなければならない。

また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号)では、一定規模以上*1の建設工事において、特定建設資材*2を現場で分別解体等するとともに、分別解体等によって生じた特定建設資材廃棄物について再資源化等を行うことが義務付けられている。

- 注)*1:一定規模以上とは、工事の種類により定められており、「その他の工作物に関する工事(土木工事等)では、 請負金額 500 万円以上」であり、建築物では床面積等となっている。
 - *2:特定建設資材とは、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト・コンク リート、木材である。

③ その他の環境保全計画等

イ. 鹿児島県

(イ) 鹿児島県環境基本計画

鹿児島県では、「鹿児島県環境基本条例」(平成11年鹿児島県条例第10号)において「基本理念」を第3.2-40表のとおり定め、環境の保全及び形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。また、鹿児島県環境基本条例第11条の規定により、環境の保全及び形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画として「鹿児島県環境基本計画」(平成10年3月策定、令和3年3月改訂)を策定している。計画の基本目標と主な施策は、第3.2-41表のとおりである。

第3.2-40表 鹿児島県環境基本条例の基本理念

- 1 環境の保全及び形成は、県民の健康で文化的な生活の基盤である健やかでうるおいのある豊かな環境を確保し、その環境が将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び形成は、自然と人間との共生を基本として、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会が構築されるように適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び形成は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっているという認識の下に、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。
- 4 環境の保全及び形成は、すべての者がそれぞれの立場に応じた役割分担の下に、自主的かつ積極的 に取り組むことによって行われなければならない。

出典) 「鹿児島県環境基本条例」(平成11年3月26日 鹿児島県条例第10号)

第3.2-41表 鹿児島県環境基本計画の基本目標と主な施策

計画の基本目標	施策の展開
自然と共生する地域社会づくり	多様な自然環境の保全・活用、世界自然遺産の保全と持続可能な利用の推進、県民参加の森林づくりの推進、緑の空間の保全・整備、水辺空間の保全・整備、景観の形成、大気環境の保全、水・土壌環境の保全、騒音・振動・悪臭等の防止、海岸漂着物対策の推進、化学物質の環境安全管理、原子力発電所周辺の安全確保と環境の保全
地球環境を守る脱炭素社会づくり	温暖化防止に向けた気運の醸成、温室効果ガス排出削減対策の推進、多様で健全な森林づくりの推進
再生可能エネルギーを活用した地域づくり	地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入促進、県民・事業者・行政が一体となった再生可能エネルギーの導入促進、再生可能エネルギーに関する理解や意識の向上、再生可能エネルギーの優先利用による温室効果ガスの排出抑制、地域資源の利用・再生エネルギーの企業・人材育成による雇用創出や地域の活性化、地域と共生した再生可能エネルギーの適正な事業実施
環境負荷が低減される循環型社会の形成	ごみの排出抑制・リサイクル等の促進、産業廃棄物の排出抑制・減量化・ リサイクル及び処理施設整備の促進、産業廃棄物の適正処理の推進

出典) 「鹿児島県環境基本計画」(鹿児島県、令和3年)

(ロ) 再生可能エネルギー導入ビジョン 2018

鹿児島県では、令和5年3月に「再生可能エネルギー導入ビジョン2023」を策定している。

再生可能エネルギーの促進に向けた基本理念及び基本方針を、第3.2-42表のとおり 定めており、2030年度末の再生可能エネルギー導入目標は、太陽光、風力、水力、地 熱及びバイオマス発電合計で4,207MW(推定発電量72億kWh)と設定している。

第3.2-42表 再生可能エネルギー導入促進に向けた基本理念及び基本方針

基本理念	再生可能エネルギーを活用した脱炭素社会の実現~再生可能エネルギーを活用した地域づくり~
将来像実現 に向けた 基本方針	① 地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入促進② 地域と共生した再生可能エネルギーの導入促進③ 再生可能エネルギーを活用した地域の活性化

出典) 「再生可能エネルギー導入ビジョン2023」 (鹿児島県、令和5年)

ロ. いちき串木野市

(イ) いちき串木野市環境基本計画

いちき串木野市では、「いちき串木野市環境基本条例」(平成19年いちき串木野市 条例第11号)において「基本理念」を第3.2-43表のとおり定め、環境の保全に関する 施策を総合的かつ計画的に推進している。

また、いちき串木野市環境基本条例第8条の規定により、環境の保全に関する施策 の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画として「いちき串木野市第2次環境基 本計画」(令和3年3月)を策定している。

望ましい環境像を実現するため、第3.2-44表のとおり5つの分野別の目標及びそれを達成するための基本施策を設定している。

第3.2-43表 いちき串木野市環境基本条例の基本理念

- 1 環境の保全は、市民の健康で文化的な生活を保つために必要な健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全は、市、事業者及び市民が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組み、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることから、すべての事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

出典)「いちき串木野市環境基本条例」(平成19年3月30日 いちき串木野市条例第11号)

第3.2-44表 いちき串木野市第2次環境基本計画における目標と基本施策

望ましい 環境像	分 野	目標	基本施策	
みんなで	自然環境	豊かな自然環境の保全とふれあいの推進	(1)貴重な自然を守る (2)里地・里山・里海を守り育てる	
はぐくむ、 水と	生活環境	環境にやさしい暮らしの実 践	(1)良好な生活基盤を確保する (2)循環型社会を形成する	
緑と共生する	地球環境	環境負荷の少ない環境の創 出	(1)低炭素型社会を形成する	
	快適環境	自然環境資源、文化資源を活 かした快適な生活空間の確 保	(1)潤いのある町並みを創る (2)伝統・歴史・文化を活かす	
ちき串木野	環境保全体制	環境を守り活かす地域づく りの推進	(1)環境教育・学習に取り組む (2)環境保全・創造活動に取り組む	

出典)「いちき串木野市第2次環境基本計画」(いちき串木野市、令和3年)

(ロ) いちき串木野市地域創生エネルギービジョン

いちき串木野市では、平成30年3月に「いちき串木野市地域創生エネルギービジョン」を策定している。

地域創生エネルギービジョンの基本理念と基本方針を第 3.2-45 表のとおり設定し、その具体的な取組内容を明確にしている。また、2027 年度の再生可能エネルギー導入量の目標を 7.7 万 kWに設定している。

第3.2-45表 地域創生エネルギービジョンの基本理念と基本方針

基本理念	市民、事業者等との協働により、エネルギーの地産地消を更に進め、地域の活性化 (産業の振興、雇用の創出)及び防災力の向上を図り、「環境維新のまちづくり」を目指す。		
基本方針	(1) 地域の資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進 (2) 環境保全につながる再生可能エネルギーの導入促進 (3) 再生可能エネルギーの地産地消による地域の活性化 (4) 公共施設等の防災力・防犯力の向上 (5) 再生可能エネルギー導入への理解促進、市民・事業者等との協働による取り組みの推進		

出典)「いちき串木野市地域創生エネルギービジョン」(いちき串木野市、平成30年)

ハ. 薩摩川内市

(イ) 薩摩川内市環境基本計画

薩摩川内市では、「薩摩川内市環境基本条例」(平成16年薩摩川内市条例第171号)において「基本理念」を第3.2-46表のとおり定め、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。また、薩摩川内市環境基本条例第8条の規定により、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画として「薩摩川内市環境基本計画(第2期)」(平成19年9月策定、平成28年3月改訂)を策定している。また、令和2年に「第2期中間見直し版」を作成し、各施策について、具体的な対応策を示している。

環境の5分野に対する基本方針とそれに対して展開する施策は第3.2-47表のとおりである。

第3.2-46表 薩摩川内市環境基本条例の基本理念

- 1 環境の保全は、市民の健康で文化的な生活を保つために必要な健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全は、市、事業者及び市民が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組み、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環を基調とする社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることから、すべての事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。
- 出典) 「薩摩川内市環境基本条例」(平成16年10月12日 薩摩川内市条例第171号)

第3.2-47表 薩摩川内市環境基本計画の基本方針と展開する施策

環境の5分野	基本方針	展開する施策
環境保全活動等	みんなで考え、行動する 快適な街づくり	・環境教育・環境学習の充実 ・環境保全活動の推進
生活環境	安全・安心な、快適に暮 らせるまちづくり	・大気環境の保全 ・水環境の保全 ・健全な水循環の確保 ・公害等の苦情への適正な対応 ・原子力発電所周辺環境の保全
自然環境	自然にふれあい、共に生 きるまちづくり	・自然環境の保全、自然とのふれあいの推進 ・貴重な生態系の保全 ・森林・農地の保全 ・風景・景観の保全
資源循環	資源を大切にするまちづ くり	・ごみの適正処理、減量化と資源化 ・環境美化の推進 ・不法投棄対策の強化、漂着ごみ対策
地球環境	地球を大切にするまちづくり	・地球温暖化を防止する意識の向上 ・省エネルギーの推進 ・次世代エネルギーの普及 ・移動手段の低炭素化 ・都市の低炭素化

出典) 「薩摩川内市環境基本計画 (第2期中間見直し版)」 (薩摩川内市、令和2年)

(ロ) 薩摩川内市次世代エネルギーのまち・地域戦略ビジョン

薩摩川内市では、平成29年3月に「薩摩川内市次世代エネルギーのまち・地域戦略 ビジョン」を策定している。

ビジョンの施策に関する基本方針と取組テーマを第 3.2-48 表のとおり設定し、その 具体的な取組内容も明確にしている。また、平成 36 年度の再生可能エネルギー導入量 の目標を 16.9 万 kWに設定している。

第3.2-48表 ビジョンの施策に関する基本方針と取組テーマ

	基本方針	取組テーマ
1	市民理解の向上	①市民にとっての分かりやすさを重視した普及啓発 ②快適で安全・安心な市民生活を支える次世代エネルギー技術の普及 ③「エネルギーのまち」のブランド化
2	全市レベルで取り組むエネ ルギー構造転換	①スマートハウスの普及促進 ②事業活動への次世代エネルギーの浸透 ③次世代エネルギー発電事業等への立地促進
3	持続可能な産業構造への転 換	①既存のエネルギー関連産業に対する取組支援 ②エネルギー関連設備投資等に対する費用補助 ③次世代エネルギー産業創出に向けた基盤形成

注)薩摩川内市では、太陽光や風力、バイオマス等の再生可能 エネルギーに加えて、甑島の海洋資源を有すること から未利用の海洋エネルギーまで含めたものを「次世代エネルギー」と呼んでいる。

出典) 「薩摩川内市次世代エネルギーのまち・地域戦略ビジョン」 (薩摩川内市、平成29年)

(2) 自然関係法令等

① 自然関係法令等の指定状況の概要

対象事業実施区域及びその周辺における、自然関係法令等による指定等の状況の概要は、第3.2-49表のとおりである。

第3.2-49表 自然関係法令等による指定等の状況の概要

地域その他の対象		対象事業実施区域 における指定状況 (有:○、無:×)	関係法令等	
		国立公園	X	
	自然公園	国定公園	×	→ 自然公園法
	7	県立自然公園	×	県立自然公園条例
1		原生自然環境保全地域	×	
	自然環境	自然環境保全地域	×	→ 自然環境保全法
	保全地域	県自然環境保全地域	×	鹿児島県自然環境保全条例
Í	自然遺産		×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護 に関する条約
自	طابا = ف	緑地保全地域	×	都市緑地法
然	緑地	生産緑地地区	×	生産緑地法
保護		生息地等保護区	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種 の保存に関する法律
		鳥獣保護区	×	
		特別保護地区	×	
	£1 to 1/m /口 =#	休猟区	×	ー 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適 エルに関する法律
	動植物保護	特定猟具使用禁止区域	×	- 正化に関する法律
		指定猟法禁止区域	×	
		国際的に重要な湿地 に係る登録簿に掲げ られる湿地	×	特に水鳥の生息地として国際的に重 要な湿地に関する条約
	文化遺産		×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護 に関する条約
	特別史跡 · 特別名勝	国指定	×	文化財保護法
		国指定	X	
文化	史跡・名勝	県指定	×	鹿児島県文化財保護条例
財保		市指定	×	薩摩川内市文化財保護条例 いちき串木野市文化財保護条例
護	特別天然記念物	国指定	×	→ 文化財保護法
HZ.		国指定	X	
	天然記念物	県指定	X	鹿児島県文化財保護条例
		市指定	×	薩摩川内市文化財保護条例 いちき串木野市文化財保護条例
	埋蔵文化財包蔵地		×	文化財保護法
更	景観計画区域		0	景観法
景観	景観地区		×	薩摩川内市景観条例
保保	風致地区		×	都市計画法
全	重要伝統的建造物群保存地区		×	→ 文化財保護法
	重要文化的景観		×	
	保安林		0	森林法
	砂防指定地		×	砂防法
国土	急傾斜地崩壊危険区域		×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に 関する法律
防	地すべり防止区域	地すべり防止区域		地すべり等防止法
災	土砂災害警戒区域		×	土砂災害警戒区域等における土砂災
	土砂災害特別警戒区域		×	害防止対策の推進に関する法律
	山地災害危険地区		0	林野庁の山地災害危険地区調査要領

② 自然保護関係

イ. 自然公園等の指定状況

対象事業実施区域及びその周辺には、第 3.2-50 表及び第 3.2-15 図のとおり、「県立自然公園条例」(昭和 33 年鹿児島県条例第 27 号)に基づく県立自然公園の指定がある。

第3.2-50表 対象事業実施区域及びその周辺の自然公園等の指定状況

公園名	面積 (ha)	指定年月日	含まれる市町村		
川内川流域	6, 571. 0	昭和39年4月1日 出水市、伊佐市、薩摩川市、さつま町			
県立自然公園	薩摩川内市の地域指定状況:普通地域 1,398.4ha				
吹上浜金峰山	3, 736. 0	昭和 28 年 3 月 31 日	南さつま市、日置市、いちき 串木野市		
県立自然公園	いちき串木野市の地域指定の状況:第2種特別地域:115.0 ha、 普通地域:149.0 ha				

出典) 「自然公園各種データ」 (鹿児島県 HP、令和5年11月閲覧)

口. 鳥獣保護区の指定状況

対象事業実施区域及びその周辺には、第 3.2-51 表及び第 3.2-15 図のとおり、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)に基づく鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域の指定がある。

第3.2-51表 対象事業実施区域及びその周辺の鳥獣保護区等の指定状況

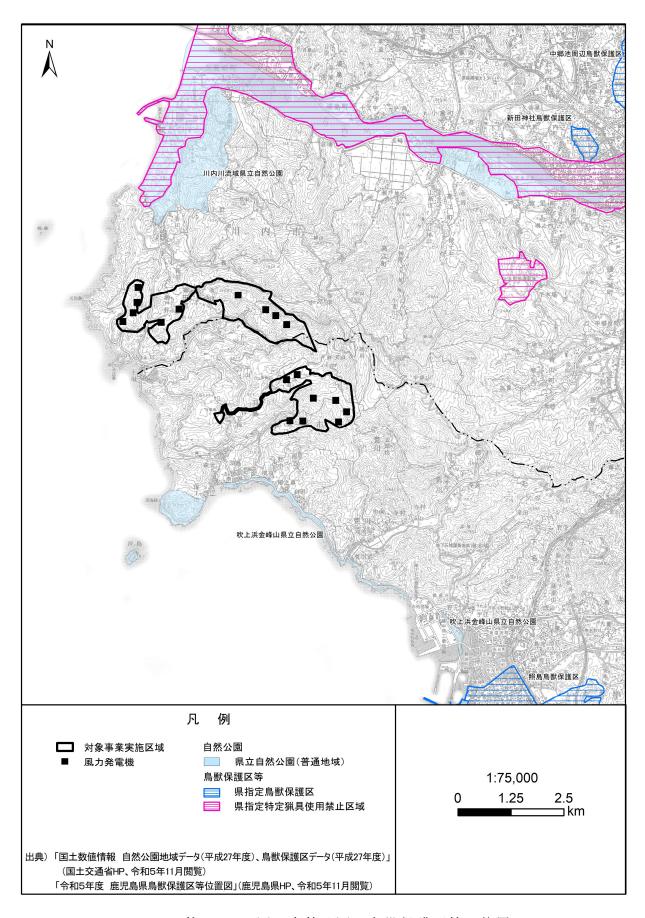
指定状況	名称	存続期間	面積(ha)
県指定	中郷池周辺 鳥獣保護区	令和 5 年 11 月 1 日~令和 15 年 10 月 31 日	117
県指定	新田神社 鳥獣保護区	平成 26 年 11 月 1 日~令和 6 年 10 月 31 日	30
県指定	照島 鳥獣保護区	令和 5 年 11 月 1 日~令和 15 年 10 月 31 日	346
県指定	川内川流域 特定猟具使用禁止区域	平成 29 年 11 月 1 日~令和 9 年 10 月 31 日	1, 305
県指定	永野 特定猟具使用禁止区域	平成 30 年 11 月 1 日~令和 10 年 10 月 31 日	79

出典) 「令和5年度 鹿児島県鳥獣保護区等位置図3(北薩・姶良・伊佐)」 (鹿児島県 HP、令和5年11月閲覧)

ハ. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の生息地等保護地の指定状況

対象事業実施区域及びその周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づく生息地等保護区はない。

なお、いちき串木野市の白浜海岸は、アカウミガメの上陸・産卵場所となっている。



第3.2-15図 自然公園、鳥獣保護区等の位置

文化財保護関係

対象事業実施区域及びその周辺には、第3.2-52表及び第3.2-16図のとおり、「文化 財保護法」(昭和25年法律第214号)、「鹿児島県文化財保護条例」(昭和30年鹿児 島県条例第48号)及び「いちき串木野市文化財保護条例」(平成17年いちき串木野市 条例第 177 号) 並びに「薩摩川内市文化財保護条例」(平成 16 年薩摩川内市条例第 112 号)に基づく文化財の指定がある。また、埋蔵文化財包蔵地は第3.2-17図のとおりであ る。

なお、国指定天然記念物として、薩摩鳥、地頭鳥、ヤマネが地域を定めず指定されて いる。

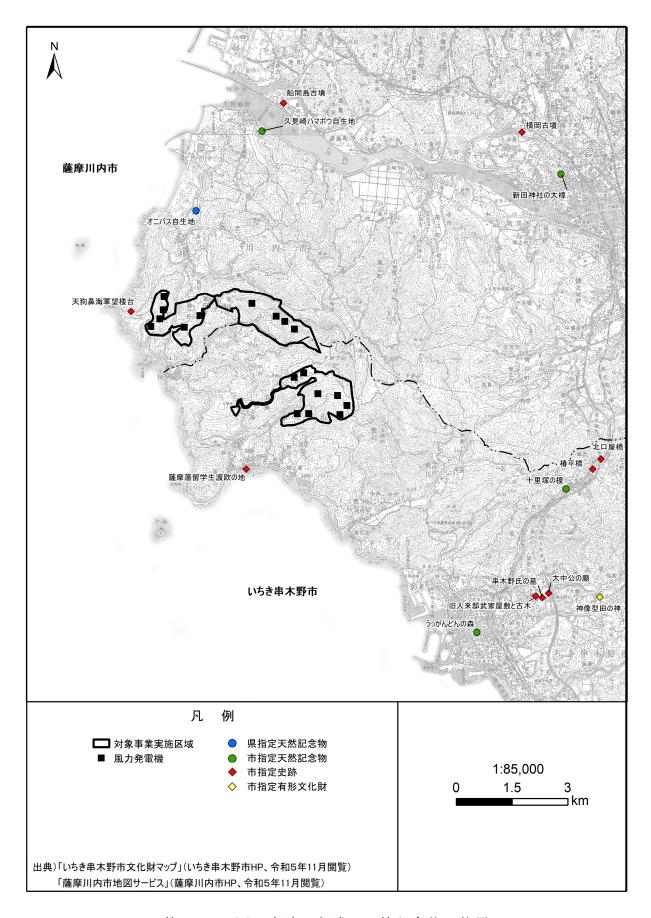
第 3. 2-32 衣 文化別 の指足仏仏					
市町	分類		名称	所在地	指定年月日
		天然記念物	うっがんどんの森	中尾町	昭和 49 年 4 月 26 日
			十里塚の榎	旭(金山)	平成 12 年 7 月 13 日
			薩摩藩留学生渡欧の地	羽島(浜田)	昭和 42 年 3 月 24 日
		史跡	大中公の廟	上名(日置田)	昭和 42 年 3 月 24 日
いちき 串木野市	市指定		串木野氏の墓	上名(大道庵)	昭和 42 年 11 月 8 日
中小到市			北口屋橋	芹ヶ野	平成8年5月18日
			椿平橋	芹ヶ野	平成8年5月18日
			旧入来邸武家屋敷と古木	上名	平成 29 年 1 月 24 日
		有形文化財	神像型田の神	坂下	平成6年7月28日
	県指定	天然記念物	オニバス自生地	寄田町小比良池	昭和 30 年 1 月 14 日
		天然記念物 生産 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	新田神社の大樟	宮内町	昭和 46 年 11 月 1 日
			久見崎ハマボウ自生地	久見崎町	平成 12 年 8 月 1 日
薩摩川内市	市指定		船間島古墳	港町	昭和 46 年 11 月 1 日
			天狗鼻海軍望楼台	寄田町	昭和 60 年 3 月 27 日
			横岡古墳	上川内町	昭和 46 年 11 月 1 日

第3.2-52表 文化財の指定状況

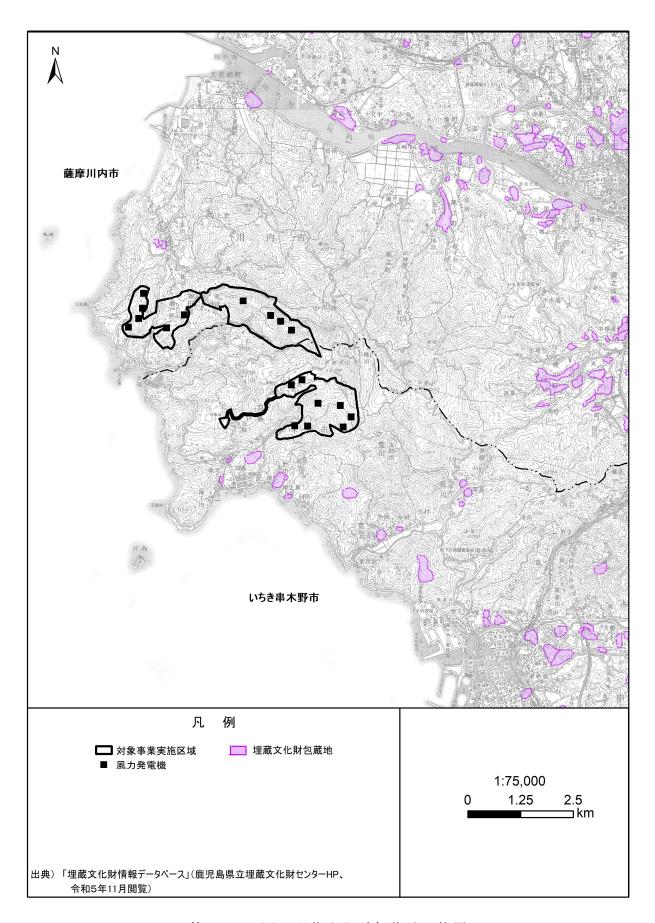
出典)「統計いちき串木野-令和5年度版-」(いちき串木野市、令和6年) 「いちき串木野市文化財マップ」(いちき串木野市HP、令和5年11月閲覧)

[「]指定文化財」(薩摩川内市歴史資料館 HP、令和5年11月閲覧)

[「]薩摩川内市の指定文化財等一覧」 (薩摩川内市 HP、令和 5 年 11 月閲覧)



第3.2-16図 史跡・名勝・天然記念物の位置



第3.2-17図 埋蔵文化財包蔵地の位置

④ 景観保全関係

いちき串木野市及び薩摩川内市は、「景観法」(平成16年法律第110号)に基づき景 観行政団体に指定されており、薩摩川内市では、市全域が景観計画区域となっている。 また、鹿児島県では、鹿児島県景観条例第6条第3項の規定より、市町村が景観計画の 策定を行う際に参考となる指針として、「鹿児島県景観形成ガイドライン」(鹿児島県、 平成 20 年) を策定している。

なお、鹿児島県内全ての市町村が景観行政団体となったため、鹿児島県は景観行政団 体ではなくなっている(平成16年12月17日指定、令和元年5月1日解除)。

景観条例、景観計画の策定状況は、第3.2-53表のとおりである。

市町	景観行政団体指定	景観条例	景観計画策定
鹿児島県	_	鹿児島県景観条例 (平成 19 年 12 月 25 日鹿 児島県条例第 62 号)	_
いちき串木野市	平成27年 2月 1日	_	_
薩摩川内市	平成19年 4月 1日	薩摩川内市景観条例 (平成 20 年 9 月 26 日薩摩 川内市条例第 42 号)	薩摩川内市ふるさと景観計画 (平成 27 年 3 月改正)

第3.2-53表 景観条例、景観計画の策定状況

さらに、鹿児島県は、風力発電施設による景観上への影響を保全するため、「鹿児島 県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」(鹿児島県、平成 22 年)を策 定しており、ガイドラインの概要は第3.2-54表のとおりである。

第 3.2-54 表 鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン

(抜粋)

施 行 : 平成22年4月1日

1. 適用の範囲

このガイドラインは、県内における風力発電施設の建設等に適用する。ただし、出力規模の合計(増設する場合は、増設後の一団の合計)が1,000kWに満たない風力発 電施設の建設等については適用しない。

2. 事業者が遵守すべき基準

風力発電施設の建設等に当たって事業者が遵守すべき基準(以下「基準」と いう) は次のとおりとする

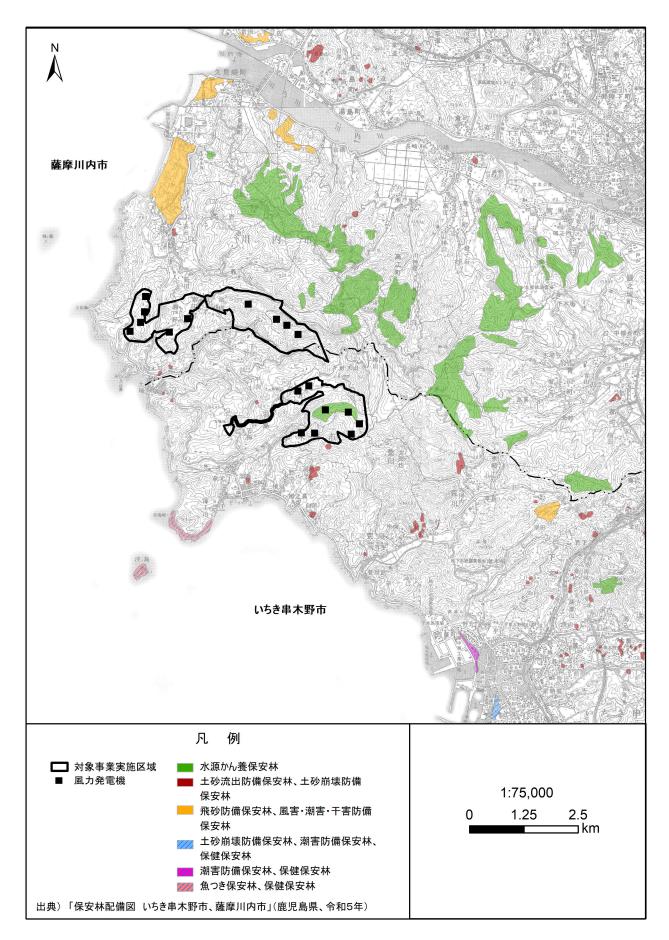
- (1) 風力発電施設の建設地の選定に当たっては、地域の自然及び歴史・文化的環境と 調和した景観が保全されるよう配慮するものとする。
- (2)風力発電施設の建設等に当たっては、次の点について配慮するものとする。 主要な眺望景観を阻害しないる

イ地域固有の景観を阻害しない

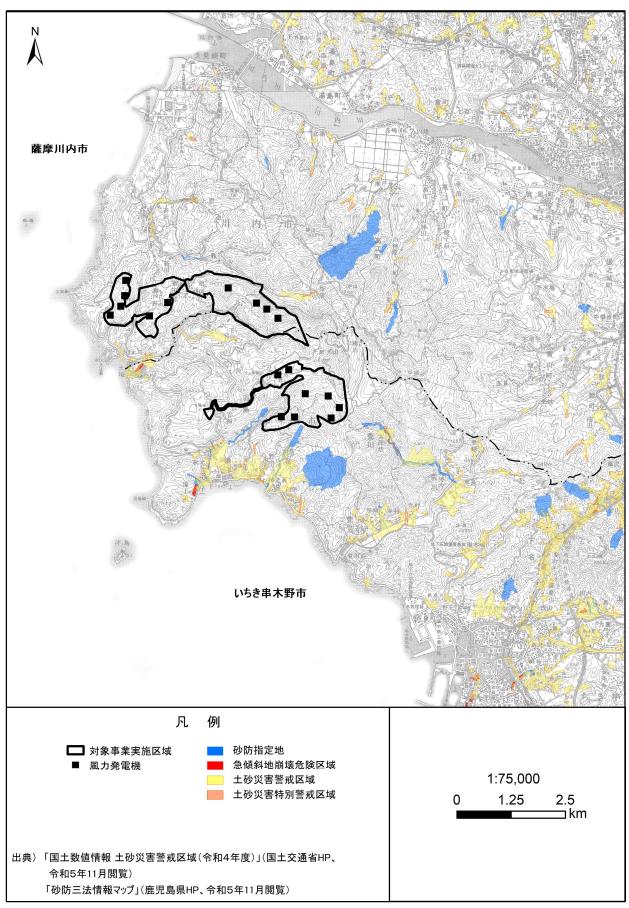
- その他、周囲の景観との調和を図ることとし、 特に次の点に留意すること。
 - の他、周囲の景観とい調和を含ることと、いっぱいかが、これでは、 位置については、山の稜線を乱さないようにすること。 色彩については、白又は薄い灰色を基調とすること。ただし、他法令の規定により着色が義務付られている場合は、この限りでない。
- (3) 風力発電施設の建設等の予定地が所在する市町村及び主要な眺望点又は地域固 有の景観を望める視点場が位置する市町村(以下「関係市町村」という。)にお いて、景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項に規定する景観計画が策定されている場合には、当該景観計画との整合を図るものとする。

⑤ 国土防災関係

対象事業実施区域及びその周辺には、第 3. 2-18 図のとおり、「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号)に基づく保安林の指定がある。また、第 3. 2-19 図(1)のとおり、「砂防法」(明治 30 年法律第 29 号)に基づく砂防指定地、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年法律第 57 号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域並びに「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年法律第 57 号)に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定がある。また、第 3. 2-19 図(2)のとおり、林野庁の山地災害危険地区調査要領(平成 28 年 7 月)に基づく山地災害危険地区の指定がある。

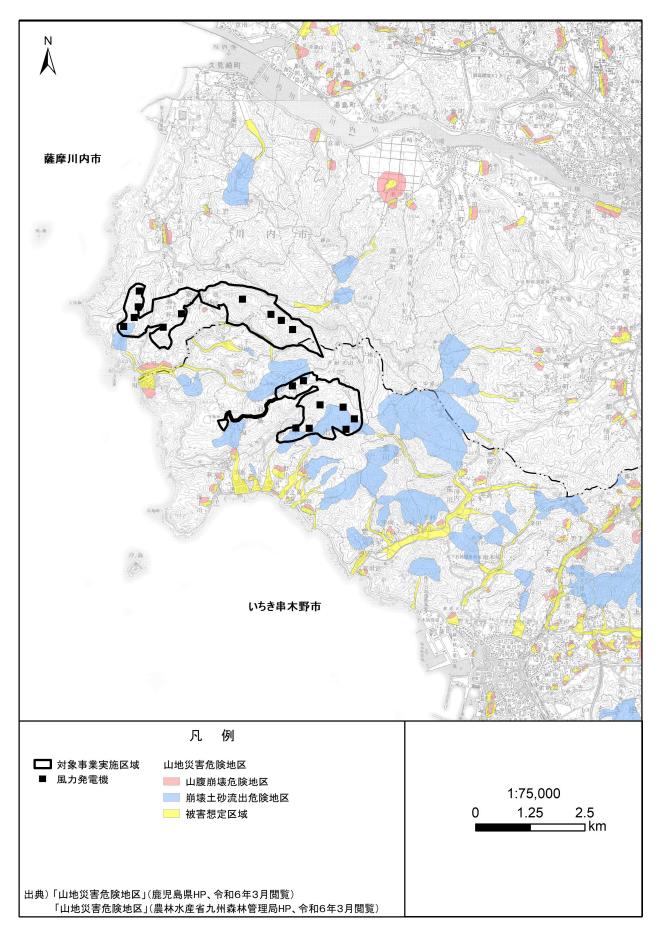


第 3.2-18 図 保安林の指定状況



注)図の範囲内に地すべり防止区域は存在しない。

第 3.2-19 図(1) 国土防災に係る指定地等



第 3.2-19 図(2) 国土防災に係る指定地等

(空 白)